

## 神戸市特別支援学校高等部生徒等交通費給付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、次条に定める者に対し、通学及び産業現場等での実習（以下「職場実習」とする。）に係る経済的負担を軽減し、就学を促進することを目的として行う通学及び職場実習に要する交通費の給付について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 給付の対象となる者は、神戸市内に住所を有し、特別支援学校の高等部及び中学部に在籍する生徒の保護者（生徒本人が成人である場合は保護者又は生徒本人。以下「保護者等」という。）で、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令に基づく経費の支弁の基準による国の就学奨励負担金又は補助金（以下「就学奨励費」という。）の対象となる経費の割合（以下「負担割合」という。）が10/10とならない者とする。

(給付額)

第3条 この要綱による交通費として、次条に定める基本額について以下のとおり給付する。ただし、その額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額とする。

- (1) 就学奨励費負担割合が1/2の場合は、基本額の1/2の額
- (2) 就学奨励費負担割合が0の場合は、基本額の全額

(基本額の算定)

第4条 基本額の対象となる経費の範囲は、生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学又は職場実習に要する交通費の額とする。この経路及び方法については、生徒の発達段階、障害の程度、安全性等の実情を考慮し、合理的かつ安全と認められる経路及び方法とする。また、生徒が何らかの公的措置により交通費の全部又は一部の割引を受けられる場合は、その額を控除した残りの額を基本額とする。なお、自家用車等の利用については、就学奨励費の対象となる経費の範囲及び算定等に準ずるものとする。

(給付の申請)

第5条 給付を受けようとする保護者等は、神戸市特別支援学校高等部生徒交通費申請書により、市長が別に定める期日までに生徒が在籍する特別支援学校の校長（以下「学校長」とする。）を経て、市長に提出しなければならない。

(給付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請に基づいて審査し、給付額を決定する。

- 2 市長は前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、保護者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、神戸市特別支援学校高等部生徒交通費給付決定通知書により、学校長を経て保護者に給付額を通知する。

(給付の方法等)

第7条 市長は、前条の給付決定に基づき、翌年度5月末までに交通費を給付する。

- 2 市長は、学校長の依頼により、保護者に直接交通費を支給するものとする。ただし、保護者の希望により、学校長を経て支給することができる。

(調査報告)

第8条 市長は、学校長に対して交通費の給付状況について必要な書類、帳票等を調査し、または報告を求めることができる。

(不正利得の徴収)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により交通費の給付を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。